

亀山市文化芸術基本条例の概要

1. 条例の前文

亀山市では、古代三関の一つである鈴鹿関、東海道伊勢国の宿場町である関宿などの交通の要衝として育まれた歴史と緑豊かで温暖な気候に恵まれた風土が礎となり、地域のかんこ踊りなどの民俗芸能をはじめとする多くの文化芸術が生み出され、継承されてきました。

これらの先人たちによって培われてきた文化芸術は、人々の生活の中で脈々と受け継がれ、今日において、様々な交流や賑わいにつながり、新たに現代アートやミュージカルなどの文化芸術が創造されています。

このように、文化芸術は、豊かな創造力や感性を育む源泉であるとともに、多様な価値観を認め合う共生社会を実現し、地域社会の活力や魅力を高め、これを持続的に発展させるために重要な役割を果たしています。

私たちは、これまでに培われてきた文化芸術をかけがえのない財産として未来へ引き継ぎつつ、新たな文化芸術を創造することによって、心豊かで活力と魅力にあふれるまちを目指すことを決意し、この条例を制定します。

2. 条例制定の目的(第1条関係)

この条例は、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かで活力と魅力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

3. 基本理念(第3条関係)

- 
- (1) 市民の自主性及び創造性を尊重しなければならない。
 - (2) 市民が等しく文化芸術活動に参加できる環境の整備を図るよう努めなければならない。
 - (3) 多様な主体の連携、協働、交流を図るよう努めなければならない。
 - (4) これまでに培われた文化芸術を、市民共有の財産として未来に引き継ぎ、発展を図るよう努めなければならない。

4. 各主体の役割及び責務(第4条・第5条関係)

責務

市は、基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

役割

市民は、文化芸術活動を担う主体として、様々な文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、及び尊重し、並びに相互に交流を深めるよう努めるものとします。

5. 基本施策(第7条～第15条関係)



市民の文化芸術活動の充実

市民が等しく文化芸術活動に参加できる環境を整備します



子どもの文化芸術活動の充実

子どもが文化芸術の鑑賞、体験、参加できる機会の充実に取り組みます



交流の促進

世代、地域、分野及び国籍を越えたあらゆる文化芸術活動の交流を促進します



協働による文化芸術活動の推進

市民と市等の協働による文化芸術活動を推進します



文化芸術の継承と活用

亀山市固有の文化芸術を継承し、それらの魅力や価値を高めるための活用をします



文化芸術活動を担う人材の育成

文化芸術活動を担う人材を育成します



情報の収集及び発信

文化芸術に関する情報の積極的な収集及び発信をします



文化施設等の活用及び充実

自由な文化芸術活動を促進するため文化施設等の活用及び充実に取り組みます



文化芸術を生かしたまちづくりの推進

教育、健康、スポーツ、福祉、産業、観光その他の様々な分野との文化芸術に関する連携による活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します

6. 亀山市文化芸術推進審議会(第16条関係)

亀山市文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、亀山市文化芸術推進審議会を設置します。